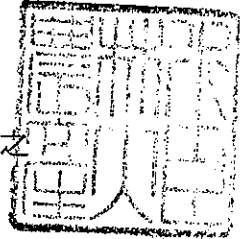


16消安第4650号
平成16年 9月 3日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入の承認をすること

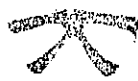
孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤

2. 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること

(1) ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン
(ND・IB生ワクチン「NP」)

(2) ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン
(“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C)





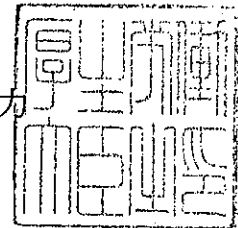
厚生労働省発食安第0903001号

平成16年9月3日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成16年9月3日16消安第4651号及び16消安第4652号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成16年9月3日16消安第4650号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする
魚卵用消毒剤

